

公 募 公 告

令和8年8月20日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
財務契約部長 松本 尚也

下記のとおり公募します。

1. 公募に付する事項

(1) 件名 高周波加速空洞の製作

(2) 内容 別添仕様書のとおり

(3) 履行期限 令和10年2月25日

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 公募参加資格

国の競争参加者資格(全省庁統一資格)又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構競争参加者資格のいずれかにおいて、当該年度における「物品の製造」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。なお、国の競争参加者資格(全省庁統一資格)又は機構の競争参加者資格の認定を受けていない者であっても、参加意思確認書を提出することができるが、その者が応募要件を満たすと認められ、一般競争入札等へ移行した場合、当該入札に参加するためには、資格の認定を受ける必要がある。

(2) 公募に参加できない者

競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者等。

3. 応募要件

陽子シンクロトロン用高周波加速空洞を製作するのに必要な知見、技術力を有すること。

4. 応募要件等を満たす意思表示

本公募に参加を希望する者は、3項に示す応募要件を満たすことを証明する資料を参加意思確認書に添付の上、以下の期限までに「6. 連絡先」まで、持参又は郵送(書類書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により、提出すること。

上述の資料の様式は自由とするが、応募者の組織として意思決定が確認できる書類とする。応募要件を満たす者があった場合には、機構は、応募要件の遂行能力を確認し、確認結果を書面により通知する。

期限: 令和8年9月2日(水) 必着(郵送による場合も同様とする)

5. その他

(1) 応募がなかった場合には、特定の者と随意契約を行う。

(2) 応募があった場合で、かつ、確認の結果合格者があった場合には、一般競争入札により決定することとなる。その場合には、別途公告を行う。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6. 連絡先

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

財務契約部 事業契約第1課 加藤 和

TEL: 080-4782-0287 (内線: 803-41033) FAX: 029-282-7150

支払条件について

入札（見積）にあたっては、下記条件にてお考えください。

なお、支払額については契約時に別途協議のうえ決定するものとします。

※ 前払いにあたっては、前払金に対する担保として、保証事業会社若しくは銀行その他の金融機関を連帯保証人に立て、義務の不履行その他の事由によって生ずる前払金を返納すべき場合について、受注者と連帯して保証する旨の保証証書又は保証書をご提出していただく必要があり、これに係る費用は受注者の負担となります。

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度
支払方法	前払い	最終検収後払い
割合(%)	契約金額の 40%程度	残 額

前払いに関する特約条項

(総 則)

第1条 甲は、この特約条項に定めるところに従い、本契約に定める契約金額の一部を乙が義務を完了する以前において乙に支払うものとする。

(前払金の請求)

第2条 乙は、前払金の支払いを受けようとするときは、前払金に対する担保として公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社若しくは銀行その他の金融機関を連帯保証人に立て、この契約書に定める義務の不履行その他の事由によって生ずる前払金を返納すべき場合について、乙と連帯して保証する旨の保証証書又は保証書を添えて支払請求書を甲に提出するものとする。

(前払金の支払)

第3条 甲は、前条に定めるところにより、乙から適正な前払金の支払請求書及び保証証書又は保証書を受領したときは、甲の支払定日に支払うものとする。

(前払金の目的外使用の禁止)

第4条 乙は、前払金を本契約の履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用又は利用してはならない。

2 乙が前項の規定に違反して前払金を使用又は利用した場合においては、甲は、期限を指定して乙に前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することが出来る。

(契約解除による前払金の返納)

第5条 甲が乙に前払金の支払いをした後、契約を解除する場合において、前払金の未精算があるとき、甲はその部分に相当する金額の返納を乙に要求することができる。この場合において乙は、当該額を契約の解除の日から甲の指定する日(以下「返納期限」という。)までに甲に返納しなければならない。ただし、天災地変その他乙の責に帰することのできない事由のある期間は、これを延長するものとする。

2 乙は、前項に定める返納期限までに返納金を甲に返納しないときは、返納金のほかに返納期限の翌日から返納する日までの期間の日数に応じ、当該返納額に対し、年利3.4%の利率を乗じて計算した金額を加算して、甲に返納しなければならない。

(前払金の精算方法)

第6条 前払金の精算は、乙が代金の支払いを受けるときに行うものとし、次の各号によるものとする。

- (1) 乙が物件の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。
- (2) 部分払に関する特約のある場合においては、前払金の総額に既納部分又は既済部分の金額と契約金額との比率を乗じて得た金額を既納部分又は既済部分に対する部分払の金額に充当することによって行うものとする。